

令和7年3月7日

公益財団法人京都市環境保全活動推進協会
「京都市環境保全活動センターにおける清掃業務」に関する質問回答書

	該当箇所	質問要旨	回答
1	委託仕様書 1 (1)イ 2 (1)イ	「一般に貸出する部屋については、協会の指示に従い仕様前・使用后優先的に清掃を行うこと」とありますが、業務時間である8:45～21:15は対応できる体制を配置するという認識でいいでしょうか？	「夜間使用の場合は、次の日の使用前までに」と記載のとおり、夜間は21:15まで対応できる体制を配置する必要はありません。